

令和2年第4回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和2年8月21日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	8月21日 午前10時05分		
	閉 会	8月21日 午前11時16分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	3	與那嶺 透	5	座間味 邦 昭
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	謝 花 良 竹	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和2年第4回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

令和2年8月21日（金曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第32号	令和2年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について	説明・質疑 討論・採決

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和2年第4回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時05分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 與那嶺 透議員及び5番 座間味邦昭議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第32号 令和2年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 皆さん、おはようございます。では、議案説明いたします。

議案第32号

令和2年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村一般会計補正予算(第5回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,109万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,320万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年8月21日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,818,688	250,731	2,069,419
	2 国庫補助金	1,394,423	250,731	1,645,154
19 繰入金		402,922	△1,632	401,290
	1 繰入金	402,922	△1,632	401,290
22 村債		221,900	△8,000	213,900
	1 村債	221,900	△8,000	213,900
歳入合計		6,532,103	241,099	6,773,202

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		800,633	98,704	899,337
	1 総務管理費	647,221	98,704	745,925
3 民生費		2,897,282	2,586	2,899,868
	1 社会福祉費	2,100,737	2,586	2,103,323
4 衛生費		402,750	18,087	420,837
	1 保健衛生費	174,037	18,087	192,124
6 農林水産業費		457,367	0	457,367
	1 農業費	368,667	0	368,667
7 商工費		275,785	74,514	350,299
	1 商工費	275,785	74,514	350,299
10 教育費		674,986	47,208	722,194
	1 教育総務費	127,317	14,071	141,388
	2 小学校費	140,052	0	140,052
	3 中学校費	67,612	0	67,612
	5 社会教育費	201,406	9,859	211,265
	6 保健体育費	138,549	23,278	161,827
歳出合計		6,532,103	241,099	6,773,202

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農村集落基盤再編・整備事業 西地区	千円 11,300	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。	千円 11,300	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ
漁村地域整備交付金事業	9,400	〃			9,400	〃		
水産環境整備事業	300	〃			300	〃		
村道越地与比地小浜原線改良事業	4,400	〃			4,400	〃		
村道古宇利一周線道路改築事業	18,100	〃			18,100	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	52,400	〃			52,400	〃		
湧川第2団地新築事業	8,100	〃			8,100	〃		
臨時財政対策債	70,000	〃			70,000	〃		
総合活用整備事業(災害)	4,000	〃			4,000	〃		
本部半島・伊江島エリア観光促進事業 (古宇利島観光拠点施設整備)	12,000	〃			12,000	〃		
ゴミ運搬車導入事業	13,100	〃			13,100	〃		
庁舎建設事業 (市町村役場機能緊急保全事業)	8,500	〃			8,500	〃		
庁舎建設事業(一般単独事業)	2,300	〃			2,300	〃		
今帰仁村小中学校情報通信ネットワー ク環境施設整備事業	8,000	〃			0	〃		
合 計	221,900			213,900				

なお総括につきましては担当課長より説明いたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 議案第32号 令和2年度今帰仁村一般会計第5回補正予算の歳入歳出におきまして、300万円以上の箇所について説明申し上げます。

まず7ページをお願いします。歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額2億5,047万7,000円は、8節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の2億5,047万7,000円の計上によるものでございます。

続いて、8ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額マイナスの163万2,000円でございますが、1節繰入金におきまして、ふるさと基金のマイナス4,361万1,000円の計上でございます。それと財政調整基金の5,177万9,000円とそれから今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金のマイナス980万円の計上によるものでございます。

続いて、9ページをお願いします。22款村債、1項村債、5目教育債、補正額マイナス800万円につきましては、1節小学校債の今帰仁村小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業のマイナスの470万円の計上とそれと2節の中学校債、今帰仁村中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業のマイナスの330万円の計上によるものでございます。

続いて、10ページをお願いします。こちらのほうは歳出になります。2款総務費、1項総務管理費、9目電子計算費、補正額9,870万4,000円は、17節備品購入費、今帰仁村職員在宅勤務導入支援事業として1,586万7,000円の計上と18節負担金、補助及び交付金の高度無線環境整備推進事業の8,120万円の計上が主なものでございます。

続いて、12ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額1,500万円は、12節委託料の今帰仁村新型インフルエンザ感染症防止事業1,413万円の計上が主なものでございます。続いて、同じページの4目環境衛生費、補正額308万7,000円は、14節工事請負費の公共施設等の管理維持体制持続化事業308万7,000円の計上によるものでございます。

続いて、14ページをお願いします。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額7,451万4,000円は、18節負担金、補助及び交付金の今帰仁村商工業者応援プレミアム付商品券販売事業2,499万1,000円の計上と今帰仁村新たな観光誘客仕組み及び観光経済回復対策事業2,451万8,000円の計上、それと今帰仁村観光業経済回復及び村民の浜活用事業2,500万5,000円の計上によるものでございます。

続いて、15ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額1,407万1,000円は、12節委託料の統合型校務支援システム導入事業1,293万9,000円の計上が主なものでございます。

続いて、18ページをお願いします。10款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、補正額935万1,000円は、14節工事請負費の公共施設等の管理維持体制持続化事業935万1,000円の計上によるものでございます。

続いて、19ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額2,327万8,000円は、14節工事請負費の公共施設等の管理維持体制持続化事業1,858万7,000円と17節備品購入費の公共施設等の管理維持体制持続化事業427万5,000円が主なものでございます。

以上で、歳入歳出におけます300万円以上の増減の説明といたします。

○ 座間味 薫 議長 これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 昨日もやったんですけど、まだまだ聞きたいのがありますので、質疑したいと思います。

歳出14ページ、7款から行きます。この2,451万8,000円と予算をつけていますけれども、トータルの予算を見てもこの事業、コロナの状況によって事業を進めていくのかお伺いします。

次に、15ページの10款教育費、14節工事請負費、ハブ侵入防止ネット設置工事113万2,000円、これはどこの学校にネットをやるのか。各学校を対象とやっての工事なのかお伺いします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑に対しまして、説明いたします。

まず14ページ、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費の負担金、補助金の中の今帰仁村新たな観光誘客仕組み及び観光経済回復対策事業と今帰仁村観光業経済回復及び村民の浜活用事業につきまして、この状況の中で現状のコロナの感染の状況の中で進めていくのかという質疑の趣旨だと思うんですけど、まずは今帰仁村新たな観光誘客仕組み及び観光経済回復対策事業につきましては、今後の新たな生活様式に沿った旅行スタイルに対応した着地型を進めるための事業でございますので、この事業につきましては進めていこうというふうに考えております。観光経済回復対策事業につきましては、村民の浜を活用した事業でございますので、今の現状では非常に厳しい状況。イベントを開催することに当たっては厳しい状況かと認識しております。今後の動向を確認しながら進めていきたいというふうに考えております。いずれも観光協会が事業主体とありますので、観光協会と十分調整しながらどのような対応ができるか進めていきたいというふうに考えております。もちろん交付金でございますので、独断では進められない事業でございますから、県及び国ですね、関係する機関の省庁と言いますか、方々の意見も拝聴しながら進めていきたいというふうには考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑についてご説明申し上げます。

15ページ、10款1項2目14節工事請負費、ハブ侵入防止ネット設置工事ですが、今回は天底小学校及び兼次小学校を予定しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 再度ですね、課長の説明では今のコロナ禍の状況では難しいとかという話はあったんですけども、これはでは昨日も質疑したんですけども、できない場合はこの予算はもう別にも流用して使える予算として認識してよろしいですか。それともう1点ですね、ハブ対策のネットは天底小学校と兼次小学校ということでありまして、別の学校は今後、こういった方法で取り組んでいくのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

7款商工費の観光関連の事業でございますが、その事業が実施できない場合はこのコロナの申請をいたしまして、昨日の全体協議会でも説明したとおり、ほかの事業の中で採択される部分で増額が必要であればその中で編入して使っていくということが可能となっています。また新たな事業、新しい項目をつくる場合は、また改めて県のほうと国のほうとも合議が必要となりますので、それはちょっと時間がかかりますので、その中で過不足がないかを精査しながら進めていきたいというふうに考えております。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

今回、天底小学校、兼次小学校を予定しております。去年は今帰仁小学校にハブ侵入防止ネットを設置したわけでございますけれども、これも学校側と調整しながらどの辺がちょっと危険度が高いのか。どこに設置したほうが効果があるのかというところを調整しながら場所決め等も行っております。今回、議会で議決されましたら天底小学校、兼次小学校は施行していくわけでございますが、あと残っているのは今帰仁中学校もあります。今帰仁中学校については現在、目撃・捕獲の情報が、教育委員会のほうには来ておりません。ただ、予防というところでは今後、検討していかないといけないのかなというところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 このハブ対策はネットだけやるのか。ネットの周辺にもおりなんかも、わなんなんかも設置するのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

予定していますのは地面張りコンをしてブロックを1段積んで、張りコンをするというのはこの上に支柱を立ててネットを張るわけですが、どうしても管理上、草が生えて繁茂するとこの草を刈るついでにネットまで傷つけてしまうというところがありますので、それを防止するために張りコンをしてネットを張っていきます。あとはハブの捕獲器については、場所にもよりますが、この捕獲器の中にあるネズミを狙ってハブが寄ってくるというところもありますので、その辺の設置場所、子供たちがあまり近づかない場所、そういったところも考えながらの設置ということになろうかと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。11番 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 歳出について質疑いたします。

15ページの10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の12節委託料、総合型校務支援システム導入事業についてですね、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの11番 嘉陽 崇議員の質疑についてご説明申し上げます。

今回、予算計上させていただいております総合型校務支援システムでございますが、平成23年4月に文科省が示した教育の情報化ビジョンにおいて、平成30年度、令和2年度までに全ての学校に校務支援シス

テムを普及させるとしております。このシステムの中身についてでございますけれども、主に教務関連の事務、あとは学校関連の事務、保健関係の事務というところであります。教務関係の事務としては成績処理とか、通知表の作成とか、教育課程の編成であるとか、時間割作成、その辺に入ってきます。あとは学籍関係ですと転入・転出関係、指導要領等の管理、あとは出欠管理とかがあります。保健関係は現在も単独のシステムを使っておりますけれども、統合型のものでは健康観察、あとは児童生徒の健康状態のこの状態を入力していくというシステムでございます。あとは今、教職員の勤怠管理も教務として入っております。これはいろいろな企業から統合型の校務支援システムの提案がありますので、予算が通った後にこのソフトの中身も見ながら決定していくということになるかと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 昨日の説明の中でもあったんですが、教職員の業務の軽減を図り、長時間勤務を解消することによって、新型コロナウイルス感染症対策による長期休暇明けの不登校や登校しぶり、保健室登校が増える中、より児童生徒へ接する時間を増やし、児童生徒が発する困りのサインを見逃すことなく心のケアを教職員が行うための時間創出を図るということも説明であったんですが、この事業が予算執行がされて、子供たちは今、コロナ禍の中で新学期が始まりまして、困っている子供のたちのサインを見逃さないようにしていくためにも早急に対応をしていくことが必要ではないかなと思っております。コロナが今帰仁村で発生してしまったわけなんです、これの対応ですね、子供たちに向けての対応もしっかり取っていく必要があるのではないかと思います。この事業が実際にスタートするのはいつ頃だと考えておられるのか、説明を求めたいと思います。と言いますのは、昨日電話がありました。孫が小学校に通っておりまして、このおじいちゃんから電話がありました。同級生から「あなたとはもう遊べない。コロナが出た地域だから遊べない」ということを言われたと。君とは遊ばないというそんなことを言われたということで孫が涙を落としていると。今、孫の涙を拭き取って、嘉陽議員に電話しているんですが、自分たちは今帰仁村ではないのかと、本当にもう強い口調で憤りを感じていると。我慢できないということをおっしゃっていました。こういった対策を今帰仁村でもこのコロナ禍の中で誹謗中傷、そういったことが実際に起こっております。こういったことの対応もしていかなければいけないと思うんですが、沖縄県教育委員会が7月21日に県立高校における新型コロナウイルス感染症ガイドラインというのをつくって、高校や市町村、教育委員会などに通知したということでもあります。ガイドラインは文科省の衛生管理マニュアルと県が7月に発表した警戒レベル別の対応策や学校内の役割分担と連携体制、感染者が出た場合の対応などを示しているとあります。これも一緒に聞きたいんですが、このガイドラインですね、今帰仁村教育委員会として、このコロナでいじめられている子供たちに対しても対応できるのかどうかですね、これの説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

まず導入がいつ頃かということですが、これについては予算確定しましたら、大体ひとつのパッケージになっておりますので、どういう機能でどの辺が使いやすいのか。あとはさきの6月議会での子供たちのGIGAスクール関係もありましたけれども、他の市町村でも使われて実績のあるもの。どう使い

勝手がいいのかというところも勘案しながらシステム導入について検討していきたいと思っております、ちょっと時期的に何月というのはちょっと今、言うのは難しいところです。あとはいじめというところについては、教育委員会のほうにも学校のほうから報告がありました。確かにコロナウイルス感染症についてはなりたくてなるわけではなく、なった人も被害者というところです。その上で教育委員会から学校宛て、あとは村のコロナ対策本部からも被害者、その周辺にいる方々に対して言われのない誹謗中傷はやめましょうということはある、文章なり学校での指導を行っているところです。今回、そういう事案が発生したというところはとても残念なことではあります。本日、これが昨日、いじめについての事案があったということで、本日報告がありましたので、朝、職員会議を開いて児童生徒に対しての指導を行っていくと。ましてやそのいじめを受けた児童については該当者でもないというところでもありますので、その辺についても指導していくというところがございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 このコロナですが、かかりたくてかかるわけでもないし、誰でもかかる可能性があります。正しく福祉保健課長のほうからコロナ対策本部からということで説明もありましたが、正しく理解をして、正しく恐れていかなければいけない問題ではないかなと思います。今回、正しい理解がないままですね、コロナの発生した地域だから遊ぶなどと言われた。これは恐らく子供が子供に伝えたことではなくて、大人から子供に伝わって、子供が伝えた可能性もあると思います。こういった基礎知識ですよ、コロナに正しく向き合っていくような対策を教育委員会としても行っていないといけないのではないかなと思います。コロナ対策本部もありますし、幼保連携推進室、ここでも親、子供に関わっていきます。学校教育課、親、子供に関わっていきます。スクールカウンセラーなども活用しながら対応していくほうがいいのではないかなと思っているんですが、過去に原発避難いじめがありました。福島から来た子供たちに「福島に帰れ」と。誤った解釈で正しく理解していない人たちの発言、言動でこういうことになってしまいました。調査を受けて、2017年4月に当時の文科省がいじめの背景には理解不足から来る大人の配慮に欠ける言動もあると。そして大人の配慮に欠ける言動を行った人には教員も当時は含まれてもいるということで、新聞でも大きく報じられていました。現場教員任せで対応するのではなく、教育委員会のほうもしっかりと対応して、このコロナ対策、ほかの地域でも今後起こっていく可能性もあります。ほかの地域の子供たちもまたこういうことで誹謗中傷される可能性もあります。早め早めの初期の初動体制が大切だと思いますので、教育委員会としてですね、迅速な対応をしてほしいと思いますが、これに対する答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

議員がおっしゃいますとおり正しい認識を持たないがために誤った行動に出るところは否めないのかなと思います。教育委員会としても再三再四、学校側にはあくまでも罹患した方は被害者であり、その方たちを誹謗中傷するような言動、行動というのはよろしくないというところで、子供たちへの指導というところはやっていたところです。とても今回、起きたことについては本当に残念なことではありました。これに大人が絡んでいるのかどうかというのはちょっとこちらでは何とも言えないところではありま

すので、引き続き子供たちに粘り強くと言いますか、理解してもらおうようにあくまでも罹患した方は被害者であり、誹謗中傷を受けるような対象ではないというところを指導していくというところで進めていきたいと思えます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの11番嘉陽 崇議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 この対策については、しっかりとコロナ対策本部とも連携しながら濃厚接触者とはどういう方が濃厚接触者だという正しい認識、昨日も説明があったんですが、1メートル以内で時間約どれぐらいで、屋内、屋外であれば濃厚接触者には該当しないというそういったことも説明されておりましたので、連携を密にしてですね、横の連携を図りながら対応をしていっていただきたいと思えます。これにはまた幼保連携推進室も含めながらしっかりと子供、また親御さんたちに正しい知識を与えられるように対応していっていただきたいと思えます。最後に答弁を求めて終わります。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 それではただいまの嘉陽 崇議員の質疑についてお答えします。

先ほどからあるんですが、本村でコロナが発生して、その発生以前まではなかなか当事者意識が待たなくて、もちろんこのような子供たちの中で誹謗中傷は聞こえなかったんですが、発生後、そのような誹謗中傷があって、子供がある意味いじめ的なものに遭ったということは私も今日もある方から電話でもいただきました。先ほど、課長がもう申し上げたんですが、前々からこのコロナが発生した時点からこの感染症は誰でもかかり得ると。要するに誰かがかかりたくてなったものではないという指導もずっとしているわけですね。にもかかわらずやはりこんなに誹謗中傷が予想されることはあったんですが、出ています。それでやはりこういう誹謗中傷へのものは村長メッセージにもあるんですが、そのところはもちろん起こさないための指導としてやはり学校の道徳教育が非常に大事になります。道徳教育というのは、道徳の時間もあるんですが、学校の教育活動全体を通じて行うというのがありますので、そのところはしっかりと再度学校現場はもちろん分かっているんですが、教育委員会からもしっかりと連携しながら感染者は被害者であるという意識。要するに、そこに共感を持ってしっかりと誹謗中傷等に至らないような指導。子供たちがそのような心に育つようなことを学校現場と連携を取って図っていききたいと思えます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 歳出について質疑いたします。

10ページ、2款1項9目の18節ですね、高度無線環境整備推進事業。これは昨日も説明がありましたので、昨日の資料でいいますと5番ですね。ブロードバンド整備事業だろうと認識しております。昨日の説明の中で事業費に対して、事業の残額が多く出る可能性があるのかなというふうに認識しているところでもありますけれども、これは昨日の説明資料でいいますと、2番とか3番、いろいろある中で事業残は出てくるといふふうな中でこれは再度確認なんですけれども、この12項目の中の事業の中でしか流用ができないという認識でいいのか。これ以外にやるんだったらまた新たに先ほど言っていたような県や国への申請が必要になってくるといふ認識でいいのか、再度確認いたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 2番上原祐希議員の質疑について説明いたします。

10ページの2款総務費、1項総務管理費、9目電子計算費の18節負担金、補助及び交付金の高度無線環境整備推進事業に係るその事業の中で残額が出た場合、ほかの項目で使えるかということでございますが、今現在、昨日説明した事業として、国のほうに交付申請を挙げている状況でございます。また、その中でも一つ一つの項目について、今チェックをされている状況ございまして、それが認められれば交付決定が受けられて、補助金がもらえるということになります。つきましては、この新たな事業が出てきますと、また審査を受けないといけませんので、それは時間がかかってしまいますので、その認められた事業の中でのものであれば増減の説明をして、それが認められれば流用が可能だということでございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 大体理解できました。あくまでも12項目を申請してですね、その申請に基づいてまたやっていくと。いろいろと昨日も説明を伺って大体理解はしているんですが、事業残が出るのが予想される事業が結構見受けられると思います。せつかくの2億5,000万円もの臨時交付金ですので、やはり費用対効果を最大限に生かすべきだと、有効活用すべきだというふうな認識があるんですけども、その中で例えばではここにはないものを新たに申請するという場合も年度内で全部処理しなければいけないのか。その流用してもなおかつそれでも残がでる場合には基金でという話も昨日、副村長からあったんですけども、基金も含めてですね、今年度内で全部処理しなければいけないのかどうかですね、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

議員の質疑のとおりですね、年度内の事業執行が基本となります。もし2億5,000万円以下の事業になってしまう場合、また新たな基金創設という話もあったかと思うんですが、基金創設についてはまた基金をつくる目的を明確にしないといけませんし、その用途もどこどこにどういったもので使っていくということを説明できないとその基金自体を認めていただけないという状況がありますので、できるだけこの交付予定額を今年度内に使い切るほうが有効な手段だというふうに考えているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時57分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時01分)

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 年度内でしっかりと2億5,000万円の予算を使い切らないといけないということで理解をしたんですが、多少の増減がいろいろと既に事業の中で見えるので、あくまでも村としてそれなりに2億5,000万円以上の事業費を想定した上で今動いているという認識でよろしいでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

10ページにあります負担金、補助の高度無線環境整備推進事業でございますが、その中の財源内訳を御

覧になっていただきたいんですけども、一般財源として5,968万円を計上しております。その12節委託料、17節備品購入費、それと負担金合わせてでございますが、その中で5,900万円計上ということで、それを一般財源をかぶせて総額の計画をしておりますので、入札等によって財源がその5,900万円ぐらい以上落ちるのであれば補助金に余裕が出てくるという判断ができると思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時03分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時04分)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第32号 令和2年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第32号 令和2年度今帰仁村一般会計第5回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時06分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時15分)

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前11時16分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 與那嶺 透

署名議員 座間味 邦 昭